

森林環境税のあり方の検討について

1 県民アンケート

(1) 概要

平成22年度で現行の森林環境税の課税期間が満了することから、あらゆる機会を捉え、森林への関心、森林環境税の周知度、平成23年度以降の森林環境税の取り組みについて、アンケート調査を実施し、広く県民の意見を聴くこととする。

(2) 対象

県内に住居を有する20歳以上の男女

(3) 時期

平成21年4月下旬から7月下旬まで

(4) 場所

福島県内一円

2 ブロック会議

(1) 概要

県内7つの生活圏毎にブロック会議を開催し、平成20年度までに森林環境税を活用した取り組みを紹介し、そのうえで現在の取り組みや平成23年度以降の取り組みについて、参加者の生の声を聴くこととする。

なお、懇談会の委員（1～2名）にも会場に同席をいただき、参加者の生の声を聴くこととする。

(2) 対象

県内に住居を有する男女（各会場50名程度）

(3) 時期

平成21年度7月中旬から8月上旬

(4) 場所

各合同庁舎または各市町村庁舎

森林環境税に関するアンケート

県では、平成18年度より森林環境税を活用して「県民一人ひとりの参画による新たな森林づくり」を進めています。

制度導入から3年が経過し、県民の皆様による森林づくり活動が広がりを見せるとともに、これまで手入れが行き届かなかった水源区域の間伐などの森林整備が着実に進められています。

今後の森林環境税の取り組みの参考とさせていただくため、皆様のご意見をお聴かせ下さい。



県民参加による森林の手入れ



間伐でよみがえった森林

福島県

{お問い合わせ先}

- 福島県農林水産部森林計画課 電話：024-521-7425
 - 福島県農林事務所森林林業部
- | | |
|-----------------|------------------|
| 県北：024-521-7707 | 南会津：0241-62-5372 |
| 県中：024-935-1362 | 相双：0244-26-1172 |
| 県南：0247-33-2133 | いわき：0246-24-6192 |
| 会津：0241-24-5733 | |

問1 あなたのプロフィールについておたずねします。

- | | | | |
|-------------------------|--------------------------|---------|-------|
| ①あなたが住まいの市町村名をお答え下さい。 | 市町村 | | |
| ②あなたの性別をお答え下さい。 | 1 男性 | 2 女性 | |
| ③あなたの年齢をお答え下さい。 | 1 20代 | 2 30代 | 3 40代 |
| | 4 50代 | 5 60代～ | |
| ④あなたの職業をお答え下さい。 | | | |
| 1 農林漁業(自営または家族従事者) | 2 商工業・サービス業(商店、旅館、会社経営等) | | |
| 3 自由業(開業医、弁護士、その他) | 4 会社員、公務員、団体職員、その他 | | |
| 5 パートタイマー、アルバイト | 6 専業主婦 | 7 学生 | 8 無職 |
| ⑤あなた(又は家族)は森林を所有していますか。 | | | |
| 1 所有している | 2 所有していない | 3 わからない | |

問2 福島県の森林は県土の約7割を占めていますが、あなたは、県内の森林についてどう感じていますか。もっとも当てはまるものを1つお選びください。

- 1 手入れが行き届いて健全である。
- 2 手入れが不十分で荒れている。
- 3 病気、害虫などによる被害が目立つ。
- 4 伐採されたままになっているところが目立つ。
- 5 特にない。
- 6 その他 ()

問3 森林にはいろいろな働きがありますが、あなたは、どれが大切だとお考えですか。3つまでお選びください。

- 1 山崩れや洪水などの災害を防ぐ働き。
- 2 二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する働き。
- 3 生活や産業に欠かせない水資源を蓄える働き。
- 4 木材を生産する働き。
- 5 動植物の生息の場所としての働き。
- 6 森林公園など、人々に憩いの場を提供する働き。
- 7 森林とのかかわりを学ぶ場としての働き。
- 8 特にない。

問4 本県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐために、平成18年度から、森林環境税（住民税に含まれています。）として納税者の方に年額1,000円を納めていただき、森林整備などの取り組みを行っています。あなたは、この森林環境税を知っていましたか。
1つお選びください。

- 1 良く知っていた。
- 2 知っていたが、内容まではわからなかった。
- 3 知らなかった。

問5 森林環境税では下記の取り組みをおこなっていますが、あなたは、どれが大切だとお考えですか。3つまでお選びください。

- 1 水源区域の荒廃した森林の整備。
- 2 公共施設等への間伐材の利用。
- 3 石油に代わる木質バイオマス*の利用。
- 4 小中学生などを対象とした森林環境学習の実施。
- 5 県民が行う森林ボランティア活動への支援。
- 6 インターネットなどを活用した県民への森林情報の提供。
- 7 市町村が行う取り組みに対する支援。

*木質バイオマス・・・燃料などに利用可能な木材資源

問6 森林環境税による取り組みは、平成18年度から平成22年度までの5年間行うこととしていますが、あなたは、平成23年度以降についてどのようにお考えですか。
1つお選びください。

- 1 現在のまま継続して取り組むべき。⇒ 質問は以上です。ありがとうございました。
- 2 新たな取り組みを加えて継続すべき。⇒ 問7へお進みください

3 継続すべきでない。 ⇒ 質問は以上ですが、その理由をお聞かせください。

【理由】

ありがとうございました。)

問7 問6で2番を選択した方に質問します。あなたは、問5の取り組み以外に、森林環境税を活用して、どの様な取り組みを行ってほしいとお考えですか。
3つまでお選びください。

- 1 地球温暖化対策として、水源区域に限定しない荒廃した森林の整備。
- 2 花粉症対策として、少花粉スギを導入する場合の支援。
- 3 企業などによる森林づくり活動への支援。
- 4 県産木材の利用を促進するための支援。
- 5 新たな木質バイオマスの利用を促進するための支援。
- 6 その他 ()

~~~~ご協力ありがとうございました。~~~~